

わくわくキット貸出の手引き

富士市では、こどもや子育て世帯、地域の皆様が気軽に楽しんだり、くつろいだり、交流できる場を広げるため、持ち運びできる移動型遊びキット「わくわくキット」の貸出を行っています。

本手引きでは、わくわくキットの貸出にあたり必要な手続きについてまとめています。

わくわくキットという名称は、実際にキットで遊んだ富士市のこどもたちから意見を募り、その中で特に人気のあった「わくわく」という言葉を取り入れて決定しました。

1 キットの基本情報について

利用料	無料		
貸出申請受付期間	貸出開始日 6 か月前から申請可能（先着順）		
貸出可能期間	1 週間		
わくわくキットの内容	身体を動かす遊び	創作・表現の遊び	その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・プレイパラシュート ・けんけんぱリング ・バランスストーン ・モルック ・長なわ ・インタラクティブトス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトブロック ・楽器セット（ボンゴ、フルーツシェイカー、カバサ）、 ・お絵描きボード 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚手レジャーシート
<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊び道具単体で個別貸出は行っておりません。 ・ 遊び道具の内容は変更となる可能性があります。 			
お渡し方法	<p>上記の遊び道具をコンテナ 2 ケースに収納した状態でお渡しします。 （コンテナ 1 つあたりの大きさ：高さ 40cm×幅 80cm×奥行 40cm）</p> <p>※ 思い切り体を動かしたい、静かに過ごしたいなど、それぞれのこどもが楽しめるよう、様々なタイプの遊び道具を組み合わせ「わくわくキット」として提供しています。遊び道具の個別貸出は行っておりません。</p>		



2 利用方法について

(1) 利用の要件

わくわくキットの利用には、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 富士市民又は市内事業者であること。
- ② 市内での活動に利用すること
- ③ 暴力団又は暴力団員が活動に関わっていないこと
- ④ 宗教団体又は政治団体でないこと
- ⑤ 風俗営業又は性風俗営業に関わっていないこと
- ⑥ 各種法令等に違反している、又はその恐れがないこと
- ⑦ その他利用することが不適當でないこと

(2) 利用のながれ

順序	実施者	内容
1	利用者	富士市ウェブサイトから希望する貸出期間の空き状況をご確認ください。 https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1023050000/p007746.html 
2	利用者	希望する貸出期間の空き状況の確認後、電子申請フォームに必要事項を入力し、申請を行ってください。 https://logoform.jp/form/5KXT/1464941 
3	市	こども未来課にて申請内容を確認後、貸出決定通知を2で入力されたメールアドレス宛てにお送りします。 ※ 申請内容の確認のため、こども未来課から利用者様へお問合せをする場合があります。
4	利用者	貸出決定通知に記載された借用日時に富士市役所 5 階こども未来課へお越しいただき、貸出決定通知のご提示及び受取者名簿へのご記入の上、わくわくキット（コンテナ2ケース）をお受け取りください。
わくわくキットの利用		
5	利用者	貸出決定通知に記載された返却日時に富士市役所 5 階こども未来課へお越しいただき、返却を行ってください。

3 使用上の注意について

- 貸出を受けた目的以外にわくわくキットを利用しないでください。
- 使用前後に破損や不具合がないか確認し、利用者の安全に十分配慮してください。
- 破損や紛失が確認された場合は、市こども未来課へ速やかにご連絡ください。
- わくわくキットの利用により利用者や第三者に生じた不利益・損害については、理由を問わず、市は一切の責任を負わないものとします。
- わくわくキットは屋内外で利用できますが、天候や周囲の安全に十分注意してください。
- わくわくキットの利用は、原則として月2回までとします。

お問い合わせ

富士市役所 こども未来部 こども未来課

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

電話 (0545) 55-2837 (直通)

メール kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp